（準用）

第四十一条の二十六　第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第三十三条の二第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条第二項第三号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「濃度確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「濃度確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任濃度確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「濃度確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録濃度確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「濃度確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「濃度確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第八」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録濃度確認機関登録簿」と、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十五に規定する濃度確認業務（以下単に「濃度確認業務」という。）」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十二条第二項中「登録埋設確認機関」の下に「、登録濃度確認機関」を加える。

第四十三条の二第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第四十三条の三第一項中「登録埋設確認機関」の下に「、登録濃度確認機関」を加える。

第四十四条第二項中「第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十二及び第四十一条の四十」に改める。

第四十五条の二第一項中「登録埋設確認機関」の下に「、登録濃度確認機関」を加える。

第四十五条の二第二号中「第十九条の二第二項」の下に「、第三十三条の二第一項」を加え、「規定による」を削り、同条第四号中「第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十二及び第四十一条の四十」に改め、同条第七号中「第四十一条の二十八、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十二及び第四十一条の四十」に改め、同条第八号中「第四十一条の三十七」を「第四十一条の三十九」に改める。

第四十七条第一項中「より届出を受理した」を「よる届出があつた」に改め、同条第二項中「より届出を受理した」を「よる届出若しくは第二十八条第五項の規定による報告があつた」に改め、同項ただし書中「第三条の三の」の下に「規定による」を加え、「届出で」を「規定による届出若しくは第二十八条第五項の規定による報告で」に、「を受理した」を「があつた」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（環境大臣との関係）

第四十八条の二　環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第四項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十三条の二第一項又は第二項の規定の運用に関し文部科学大臣に意見を述べることができる。

2　文部科学大臣は、濃度確認をし、又は第三十三条の二第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。

3　登録濃度確認機関は、濃度確認をしたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣を経由して環境大臣に連絡しなければならない。

4　文部科学大臣は、環境大臣に対し、濃度確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。

第四十九条第一項中「登録埋設確認機関の行うものを除く。）」の下に「、濃度確認（登録濃度確認機関の行うものを除く。）、第三十三条の二第二項の認可」を加える。

第五十一条中「百万円」を「三百万円」に改め、同条第二号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第五十二条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六　第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九条第三項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第四項の規定による命令に違反した者

七　第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反した者

第五十二条に次の二号を加える。

十　第四十二条第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一　第四十三条の二第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十三条第一号中「第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十及び第四十一条の三十四」に改め、同条第二号中「第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十二及び第四十一条の四十」に改める。

第五十四条中「五十万円」を「三百万円」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「含む。）又は」を「含む。）若しくは」に、「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号を削る。

第五十五条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第十号中「同条第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同条第十三号中「第四十三条の二第一項」の下に「（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第四十二条第一項」の下に「（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）」を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十一号の次に次の二号を加える。

十二　第二十八条第五項又は第四項の規定に違反して同条第一項の措置を講じた者

十三　第二十八条第五項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十六条第一号中「第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十及び第四十一条の三十四」に改め、「埋設確認業務」の下に「、濃度確認業務」を加え、同条第二号中「第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十」に改め、同条第三号中「第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十及び第四十一条の三十六」に改める。

別表第一中「第四十一条の二十六」を「第四十一条の二十八」に改め、同表第一種放射線取扱主任者試験の項中「放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置並びに放射性汚染物」に、「放射性同位元素によるに」を「放射性同位元素等による」に改める。

別表第二中「第四十一条の三十」を「第四十一条の三十二」に改め、同表第一種放射線取扱主任者講習の項中「放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置」を「放射線発生装置並びに放射性汚染物」に、「放射性同位元素による」を「放射性同位元素等による」に改める。

別表第三中「第四十一条の三十四」を「第四十一条の三十六」に改め、同表一の項中「にあつては放射線発生装置」の下に「及び放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物」を加え、「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同表二の項及び三の項中「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同表四の項中「放射性同位元素によつて汚染された物の」を「放射性汚染物の」に、「放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改める。